

浜田市公共下水道浜田処理区整備事業（第二工区）

事業者選定基準

令和4年10月

浜 田 市

目次

第1.	本書の位置づけ	1
第2.	事業者選定の概要	1
	1. 事業者の選定方式.....	1
	2. 事業者の選定方法.....	1
	3. 事業者の選定の体制.....	1
第3.	審査等の流れ	2
第4.	資格審査	3
第5.	提案審査	3
	1. 基礎項目審査.....	3
	2. 技術提案に係る評価（加点項目審査）.....	3
	3. 価格評価点の算定.....	4
	4. 最優秀提案の選定.....	5
第6.	契約候補者の決定等	5
	1. 契約候補者の決定.....	5
	2. 選定結果及び審査講評の公表.....	5
	3. 契約候補者を決定しない場合の措置.....	5

添付資料

別紙1 基礎項目審査の評価基準

第1. 本書の位置づけ

浜田市公共下水道浜田処理区整備事業（第二工区）事業者選定基準（以下「事業者選定基準」という。）は、浜田市（以下、「本市」という。）が浜田市公共下水道浜田処理区整備事業（第二工区）（以下「本事業」という。）の実施にあたって、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定を行うに際し、選定するための方法及び評価基準等を示すものである。

第2. 事業者選定の概要

1. 事業者の選定方式

本事業を実施する事業者には、本事業の対象施設の設計・工事監理及び建設工事に関する技術やノウハウ、工期短縮、コスト縮減等の提案が求められる。事業者の選定にあたっては、提案価格とあわせて、技術的な提案内容を評価する公募型プロポーザル方式により行う。

2. 事業者の選定方法

事業者の選定方法は、応募者の参加資格の有無を審査する「資格審査」と、応募者の提案内容を審査する「提案審査」の2段階に分けて実施する。

3. 事業者選定の体制

提案審査では、本市が設置した「浜田市公共下水道浜田処理区整備事業（第二工区）民間事業者選定審査会」（以下、「選定審査会」という。）が応募者から提出された応募書類（技術提案書）の技術提案に係る評価を行い、最優秀提案を選定する。

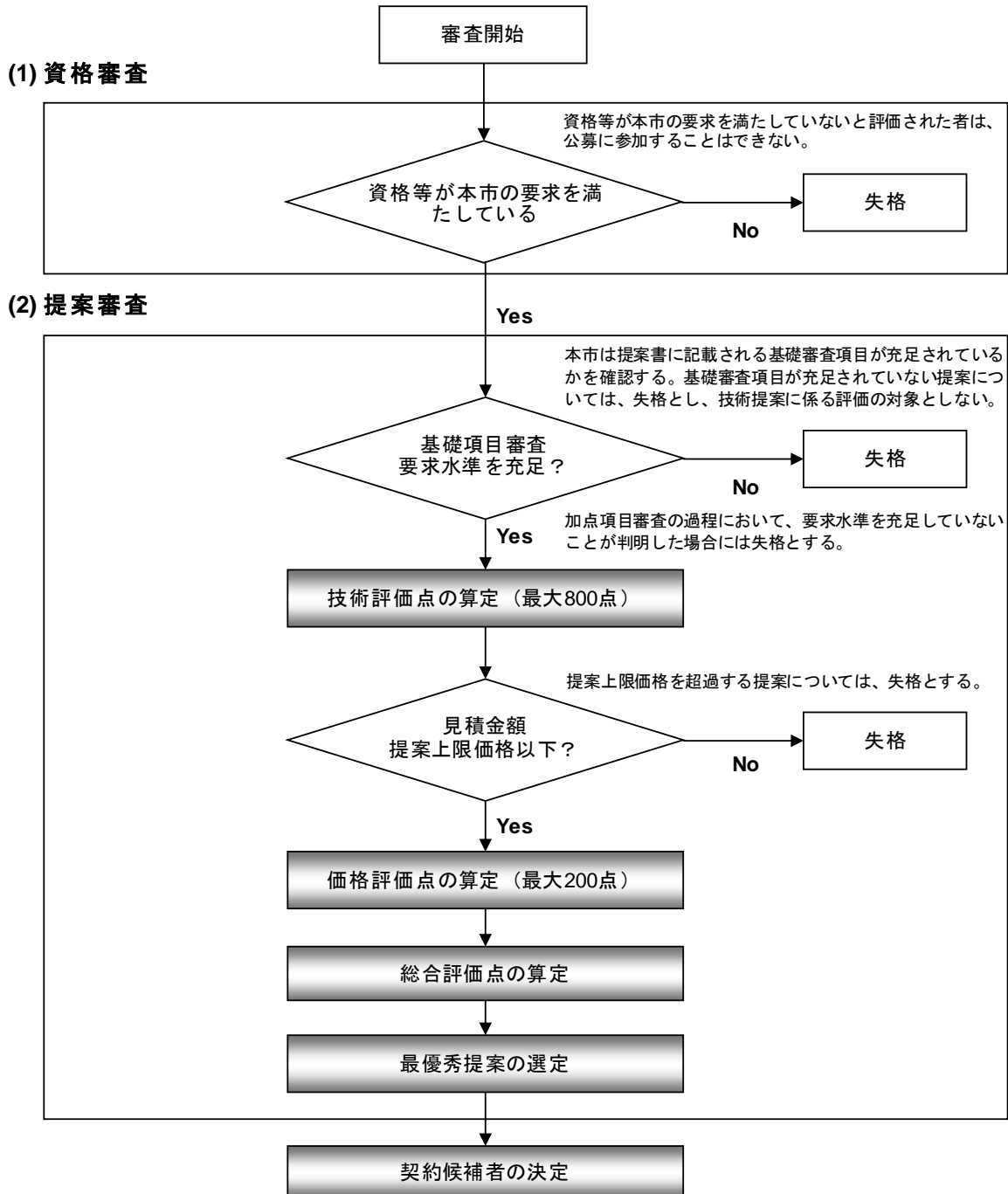
本市は、選定審査会における審査結果を踏まえ、契約候補者を決定する。

選定審査会の委員は、以下のとおりである。

選定審査会委員	浜田市職員	4名
	島根県職員	1名

第3. 審査等の流れ

審査等の流れは、次のとおりとする。



※契約候補者の決定後は、本市と契約候補者で提案内容に関する協議を行い、その結果に基づき、本市は予定価格を算定し、契約候補者が提出する見積書の金額が予定価格以下の場合、契約の締結となる。

第4. 資格審査

1. 資格要件の審査

本市は、応募者が募集要項に記載した応募者の備えるべき提案資格要件を満たしているかどうか審査し、提案資格要件の不備があれば失格（参加資格がない）とする。

審査内容は、以下のとおりである。

審査事項	審査内容
提案資格要件	募集要項「第4 応募者の備えるべき提案資格要件」

2. 提案資格審査結果の通知

本市は、提案資格審査の結果を応募者の代表企業に通知する。

第5. 提案審査

1. 基礎項目審査

本市は、応募者の提案内容が、「別紙1 基礎審査項目の評価基準」に掲げる基礎審査項目を満たしているか、審査を行う。提出された応募書類がすべて募集要項の指定どおりに揃っているかを確認し、基礎項目審査の項目を満たしている場合は適格とし、満たしていない場合は失格とする。

2. 技術提案に係る評価（加点項目審査）

基礎項目審査において適格とみなされた提案について、選定審査会において技術提案に係る評価を行う。技術提案に係る評価は、応募者の提案内容について、以下に示す審査項目について評価基準に応じて得点を付与する。技術評価点は最大800点とする。なお、技術評価点の計算に当たり、小数点以下がある場合は小数点以下第2位を四捨五入するものとする。また、その過程において、要求水準を満たしていないことが判明した場合には失格とする。

審査項目			様式 番号	配点	
(1) 業務実績について	①	設計・工事監理企業の実績	B-1	50	100
	②	建設企業の実績	B-2	50	
(2) 設計について	①	設計の考え方	B-3	300	300
	②	設計計画平面図	B-4		
(3) 工事について	①	工事概要	B-5	25	400
	②	工事の確実性	B-6	50	
	③	近隣住民への対応	B-7	25	
	④	施工計画	B-8	50	
	⑤	工期の確実性	B-9	50	
	⑥	性能保証を行うための方策	B-10	50	
	⑦	緊急事態発生時の対応	B-11	25	
	⑧	施工体制図	B-12	50	
	⑨	関連機関協議の対応	B-13	25	
	⑩	施設配置や工法、コスト縮減	B-14	50	
			合計	800	

【評価基準】

	評価水準	比率 (点数=配点×比率)
A	特に優れている	100%
B	より優れている (AとCの中間程度)	75%
C	優れている	50%
D	やや優れている (CとEの中間程度)	25%
E	優れている点はない	0%

3. 価格評価点の算定

価格評価 (最大200点) は、見積書に記載された提案価格で行うものとし、提案価格に対して、次式により価格評価点を算定する。

価格評価点の計算に当たっては、小数点以下第2位を四捨五入し、価格評価点の上限を200点とする。なお、提案上限価格は、1,322,379千円 (消費税等相当額を除く。) とし、提案上限価格を超えた場合は失格とする。

$$\text{価格評価点} = 200 \times \left(\frac{\text{最低の提案価格}}{\text{提案価格}} \right)$$

4. 最優秀提案の選定

技術評価点と価格評価点を、次式に基づいて加算した値を総合評価点とし、これが最大となった提案を最優秀提案として選定する。

$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点 (技術提案に係る評価：最大800点)} + \text{価格評価点 (最大200点)}$$

第6. 契約候補者の決定等

1. 契約候補者及び次点候補者の決定

本市は、選定審査会により選定された最優秀提案を踏まえ、契約候補者及び次点候補者を決定する。ただし、最優秀提案が複数ある時（総合評価点が同点の時）は、技術評価点が最も高い者を契約候補者とする。

なお、本市が契約候補者と基本協定を締結しないことが確定した場合、又は基本協定が解除された場合には、次順位以降の応募者と交渉するものとする。ただし、この場合であっても同時に2者以上と交渉することはない。

応募者が1者のみであった場合についても審査を実施し、審査過程において適切と判断された場合は、最優秀提案として選定する。本市はこの結果を踏まえ、契約候補者を決定する。

2. 選定結果及び審査講評の公表

最優秀提案の選定結果については、応募者の代表企業に通知するほか、審査講評を本市ホームページで公表する。

3. 契約候補者を決定しない場合の措置

最終的に応募者がいない場合又は、応募者が1者以上あった場合についても審査過程においてすべての応募者が適切でないと判断された場合においては、契約候補者を決定せず、その旨を本市ホームページで速やかに公表する。